

「新型コロナウイルス感染拡大に係る生活福祉資金緊急小口資金等 特例貸付に関わる債権管理業務の委託」プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの趣旨

本会が実施する「新型コロナウイルス感染拡大に係る生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付」について、令和7年4月以降の債権管理業務を確実かつ効率的な実施を図り、業務量及びコストの削減を可能とするため、当該業務を民間業者に委託する。

なお、業者の選定に当たっては、プロポーザルを実施し、厳格に審査することにより、事業実施内容の充実に努める。

2 業務名

「新型コロナウイルス感染拡大に係る生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付に関わる債権管理業務」

3 業務内容及び業務委託期間

生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付の令和7年4月～令和10年3月の期間の債権管理業務

※詳細は、プロポーザル仕様書のとおり。

4 見積り仕様

- (1) 上記委託内容にあげる内容を満たした企画内容に要する全ての金額とする。(見積金額の上限を別途設定する [仕様書詳細版を参照])
- (2) 見積り項目については、内容、単価、数量等、必要事項を明記すること。

5 プロポーザルの実施

(1) スケジュール

ア 応募意思表明書の提出

- ・期 日 令和7年2月3日(月) 17時まで
- ・提出先 北海道社会福祉協議会 企画総務部

イ 提出書類(見積書、提案書等)の提出

- ・期 日 令和7年2月17日(月) 17時まで
- ・提出先 北海道社会福祉協議会 企画総務部

ウ ヒアリング審査の実施

- ・期 日 令和7年2月21日(金)
- ・時間及び場所については別途案内する

エ 委託業者の決定

- ・期 日 令和7年2月28日(金)までに文書により通知する。

(2) プロポーザル説明会

実施しない。

(3) 応募意思表明書の提出

令和7年2月3日(月)17時までに、指定された書類を添付のうえ、北海道社会福祉協議会企画総務部へ提出すること。応募意思表明書のみを先に提出し、指定された添付資料を後から提出することも可とする。(ただし、その場合に令和7年2月17日までに提出が無ければ、下記(4)を受理しない。)

応募意思表明書の提出があった者に対し、各種試算用の資料(仕様書別紙)を連絡担当者メールアドレスに送付する。

(4) 提出書類(見積書、提案書等)の提出

令和7年2月17日(月)17時までに、必要書類を添付のうえ、北海道社会福祉協議会企画総務部へ提出する。

6 プロポーザルの審査

(1) 審査方法

選考委員は企画提案書の内容に基づき、事業実施の確実性や効率性、運営体制及び人員体制等を勘案して審査を行う。審査にあたってはヒアリングを実施する。

(2) 採否の決定

選考委員会で審査表の評価点数を審査したのち、契約事務取扱委員会に報告のうえ、参加者に採否の決定を通知する。

7 プロポーザル参加業者の決定

応募意思表明書を提出のうえ、以下の条件を満たす業者。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。